

稲城市サッカー連盟規約細則

平成5年7月30日 制定

平成13年3月2日一部改定

平成21年3月18日一部改定

平成29年3月31日一部改定

令和 年3月26日一部改定

第1章 加盟団体

第1条 本会の加盟団体は次のとおりとする。

稲城市に在住・在勤もしくは在学者で組織される団体でなければならない。ただし、常任理事会の承認による場合はこの限りではない。

第2条 本会に加盟しようとする団体は毎年度の総会までに様式第1号による加盟登録用紙2通を作成し、その1通を自己の控えとして保存し、1通を本会に提出しなければならない。ただし、年度途中において加盟を希望する団体は本会が指定する日までにこれを提出しなければならない。なお、登録に変更が生じたときは直ちにその訂正を申請しなければならない。

第3条 本会を退会するときはその主旨を本会に届け出るものとする。

第4条 加盟団体は日本サッカー協会審判規定に定める審判員を自己の組織に属する審判員として3名以上を加盟登録表に記入して登録しなければならない。

第5条 加盟団体は下記の会費を別途指定する日までに納めなければならない。ただし、年度途中において加盟した団体は加盟承認と同時にその年度の会費を納めなければならない。

加盟費 —— 15,000円

第6条 加盟団体は、稲城市および上部団体の定めた規定を順守しなければならない。

2 加盟団体が本会規約並びに細則に違反し、または加盟団体として不適当と認められたとき本会
はこれを処罰することができる。また不測の事態が発生した場合は、常任理事会で協議したうえで
団体または個人を処罰することができる。

付 則（平成13年3月2日一部改正）

本規定は、議決のあった日から施行する。

付 則（平成21年3月18日一部改正）

本規定は、議決のあった日から施行する。

付 則（平成29年3月31日一部改正）

本規定は、議決のあった日から施行する。

付 則（令和 年3月26日一部改正）

本規定は、議決のあった日から施行する。